

# 2021年度 論文チューターワークショップ報告書

文責：山田、守屋、岡島

## 1. 概要

開催の目的：

1. 実践を通じて論文チューターの役割が日本語添削であることを意識づけ、
2. 添削の効率・効果を高めるための考え方や手法を共有し、
3. さらに論文チューターが直面する課題や質問に応える場を提供する

日時：2021年11月24日(木) 17:30~19:15

場所：Zoom会議（事前メールにて参加用URLを配布）

参加者：15名（1名18:30に途中退出）

## 2. プログラム

17:30-18:45	第1部
17:30-17:45	開会挨拶、スタッフ紹介、論文チューター制度の趣旨説明
17:45-18:00	事前課題の振り返り
18:00-18:15	日本語教育専門教員からのスキル講座
18:15-18:40	同期型添削ロールプレイ
18:40-18:50	全体での振り返り
18:50-19:15	第2部
18:50-19:10	質問タイム
19:10-19:15	閉会

## 3. 内容詳細

17:30-17:45 挨拶、スタッフ紹介、論文チューター制度の趣旨説明（阿部先生）

17:45-18:00 小グループへ移動し、事前課題（非同期型）での添削について振り返り（添削テクニック中心）

18:00-18:15 日本語教育専門教員からのスキル講座

18:15-18:40 同期型添削ロールプレイ（参加者2人1組、10分ごとに交代）、小グループでの振り返り（ソフトスキル中心）

18:40-18:50 振り返りの全体での共有

18:50-19:10 参加者から日本語教育専門の教員、コーディネーターへの質問

19:10-19:15 閉会、事後アンケートの依頼、連絡事項

## 4. 役割分担

①調整・当日の司会進行：山田

②事前アンケート・事後アンケート・ロールプレイの部分についての質問作成：守屋

③添削物送付、報告書作成：岡島

## 5. WS コーディネーターの活動スケジュール

9月22日（水）全体顔合わせ（ZOOM）

10月11日（月）18:00-19:30 担当者打合せ（ZOOM）

10月13日（水）16:00-17:30 第2回全体打合せ（ZOOM）

10月19日（火）担当者打合せ 14:00-15:00（ZOOM）

10月26日（火）担当者打合せ 14:00-15:00（ZOOM）

11月10日 13:30-14:30 第3回全体打合せ（ZOOM）

11月24日 17:30-19:10 ワークショップ当日（ZOOM）

1月21日 13:30-14:30 報告会前打ち合わせ（ZOOM）

2月28日 17:30-18:30 振り返り（ZOOM）

## 6. 各コーディネーターからの振り返り

山田

### 【進行・企画について】

参加者人数の変動に対応するのが大変だった

→応募締め切りを明確にする、人数がある程度変動することを前提に準備する

### 【グループで出た意見、悩み、添削の方法】

- 対面になると説明が難しい
- 押し付けない、相手を傷つけないような言い方・伝え方を知りたい
- 文のつながりが分かりにくいところにどう対応するか（添削か内容かの線引）

## 守屋

### 【非同期型添削の振り返り】

<方法として>

- 文字の色を変える。赤字は日本語の訂正が必要な箇所。青字は内容の訂正が必要な箇所。
- 赤字と取り消し線で訂正。
- コメント機能を使い、内容が不明な場合は？を記入し、日本語訂正の場合は本文を赤字にして訂正を示す。
- 文法だけをとにかく訂正する。
- 読み上げをして訂正をしていく。
- 3名のうち、事前課題が15分間で終了したのは1名。

<悩み>

- どこまで訂正するべきなのか？
- 自分の日本語能力にかかってくる。
- 表の訂正をどうすればいいのか？指摘する？しない？

### 【ロールプレイ同期型添削の振り返り】

- 読み合わせをして訂正をしていった。
- 自分や相手が書いた文章ではないので取り組むのに難しかった。
- 説明しながら訂正をするのは伝わりやすい。
- ネットの接続が悪かったためにあまり参加できなかった。

グループ3名のうち、1名のみがロールプレイがうまくいったために、普段の添削についての工夫など、また留学生のタイプなどについて話し合いをした。

- 積極的に説明を求めてくる留学生→具体的な説明を求めている。時間管理も留学生がきちんとしている。読み合わせでお互いに質問をしながら添削を行なっている。
- 留学生には対面（もしくはオンライン）で訂正箇所を指摘し、持ち帰ってもらっているのでその場での添削作業はチューターのみが行なっている。
- 日本語ができる人なので、特に問題はない。

### 【オブザーバーの先生のご意見】

- 留学生役とチューター役の方が役をこなしていて、臨場感があった。
- みなさんチューターの人はいいい人だと思う。

### 【全体的に共有した点】

- 今のところは問題ないが、1月に入ってからどうなるのか。
  - サンプルの「説明なしで添削してもらいたい留学生」になる可能性も。

## 岡島

### 【全体を通して】

- ブレイクアウトルームに移動するとファイルがダウンロードできない問題があった。また、ファイルの①②のどちらもダウンロードする必要があると、強く説明する必要があった。
- 去年のWSの動画があったのはよかったとの声があった。
- 9月にこのようなWSが欲しかったとの声があった。

- 事前課題のようなものだけ学期前、同期型の方は添削が開始した 11 月（今回のタイミング）だとより効果があるかもしれないとの声があった。

### 3 人（山田、守屋、岡島）

#### 【添削チューター全体について】

- チューター同士の Slack などがあれば困った時の連絡を取りやすい。
- チューターの駆け込み寺のような連絡先が可視化されているといい。

## アンケート結果

2021年12月27日時点

チューター登録者数：32人／アンケート回答数：24

A…WS当日参加者数／アンケート回答数：15人／13

B…WS後日閲覧者（推定）／アンケート回答数：17人／11

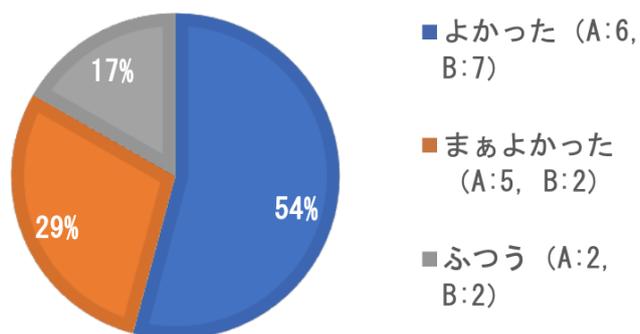
1.1 WS中、あなたのインターネット接続環境はどうでしたか？

- ① 良好 (A:12, B:10)
- ② 時々不安定 (A:1, B:0)
- ③ 始終不安定 (A:0, B:0)

1.2 WS参加の感想をお聞かせください。

- ① よかった (A:6, B:7)
- ② まあよかった (A:5, B:2)
- ③ ふつう (A:2, B:2)
- ④ あまりよくなかった (A:0, B:0)

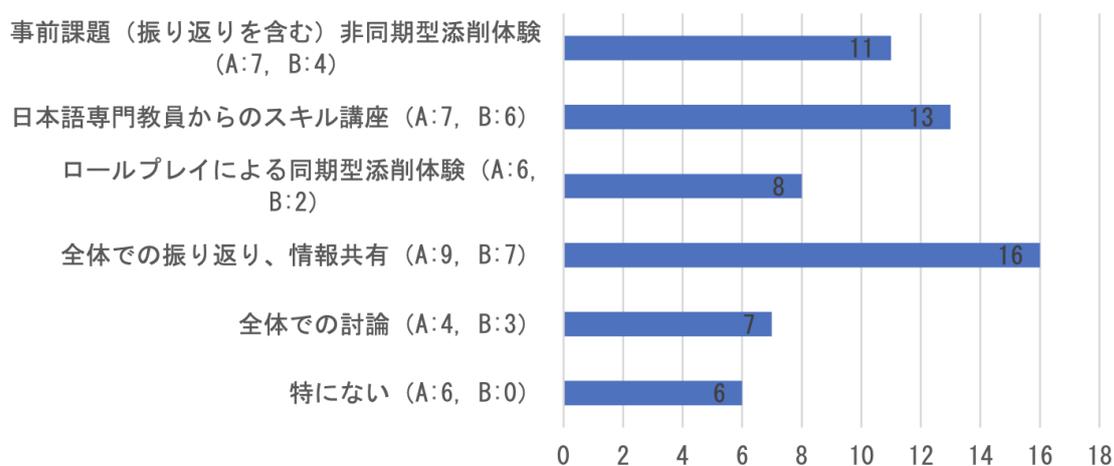
### WSの感想



1.3 WS のプログラムにて有意義であったものを選択してください。(複数回答) (選択必須)

- ① 事前課題 (振り返りを含む) 非同期型添削体験 (A:7, B:4)
- ② 日本語専門教員からのスキル講座 (A:7, B:6)
- ③ ロールプレイによる同期型添削体験 (A:6, B:2)
- ④ 全体での振り返り、情報共有 (A:9, B:7)
- ⑤ 全体での討論 (A:4, B:3)

### プログラムにて有意義であったもの

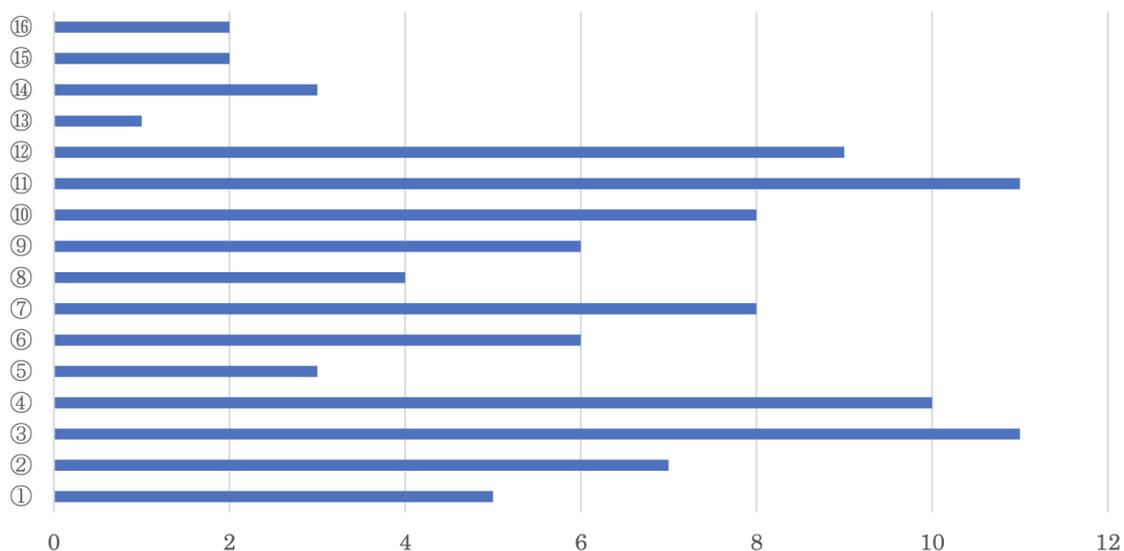


1.4 WS のプログラムの感想に該当するものを選んでください。(複数回答)

- ① 添削作業を体験したことにより効率的な時間配分ができそう。(A:3, B:2)
- ② チューター制度の Web ページにあるツールを使ってみたい。(A:5, B:2)
- ③ 添削作業を始める前に確認すべき事項がわかった。(A:7, B:4)
- ④ 添削作業は思っていたより難しいと感じた。(A:8, B:2)
- ⑤ ロールプレイを体験することで留学生の気持ちになれた。(A:2, B:1)
- ⑥ 同期型と非同期型の対応の違いについて理解ができた。(A:5, B:1)
- ⑦ オンライン添削ツールを留学生に勧めて、添削の効率化をはかりたい。(A:4, B:4)
- ⑧ 添削作業の線引きについて理解できた。(A:1, B:3)
- ⑨ 添削作業の線引きについて理解はできたが、実行できるか不安。(A:6, B:0)
- ⑩ 添削上のテクニックについて (表記など) 知ることができた。(A:4, B:4)
- ⑪ ディスカッションによって情報共有や相談ができたことはよかった。(A:6, B:5)
- ⑫ いろいろと勉強になったが、論文締め切り前に添削指導のみで済むか不安である。(A:6, B:3)
- ⑬ WS 前に抱いていた不安は概ね解消された。(A:0, B:1)
- ⑭ その他。(コメントの項目へ) (A:2, B:1)

⑮ 特に新しい知見は得られなかった。(A:0, B:2)

### WSプログラムの感想



#### 1.5 自由記述欄

Aさん

ワークショップに参加して、チューターによって添削方法が様々であることが分かり面白いと思ったのと同時に、自分が採用している方法について客観的に見る機会になりました。とても参考になりました。担当している留学生は論文の執筆に集中しているようで、あまり積極的に対面で行いたいタイプではなさそうなのですが、私の方で相手に負担のないような対面方法を提案していけたらと思います。もしもなのですが、留学生の方が対面(Zoomも含めて)を今後も希望しない場合、無理に行うのは憚れるのですが、このような場合、どのように対応したらよいのでしょうか。また、チューターの報告書にはどのように記載すればいいのでしょうか。教えていただけましたら幸いに思います。

【回答】現行のチューター制度においては、対面での作業時間に対して謝金を支払っています。そのため、対面または対面できるオンラインツールでのやり取りが全くできない場合には、チューター制度の利用条件を満たしておらず、利用はできません。留学生がどうしても対面でのやり取りをしたくない、できない場合には、指導教員に相談し、非対面(メールなど)での添削支援をしてくれる人(同じゼミのメンバー)を探すなどの対応をお願いします。

Bさん

・提言 1:他のチューターが実際の利用者相手にどのように話しているかの見学にまさるものはないとも思った。あらかじめ「第三者が見学しています」という断りをつけた枠を設置してみるのはどうだろうか。互いに見るというのも、密室化をふせぐという意味でも、またハウツーの共有という意味でも、有益なのではないか。

・提言 2: 研修には、時給が発生してしかるべきだと思う。”

**【回答】**

提言 1：もしロールプレイの時間に学外のオブザーバーがいたことについてであれば、おっしゃる通り来年度のワークショップでは予め明記・告知した方がよいかと思えますし、その方が。普段のチューター活動において、チューターが他のチューターの様子を見るといふ試みの提案とのことであれば、チューター同士での相互学習として、各自行うのがよいかと存じます。

提言 2：あくまでもチューター同士で学び合うためのワークショップであって、雇用者が被雇用者に指示して受けさせる研修ではありません。したがって、ワークショップへの参加に対して何らかの金銭を支払うべきものではないと考えています。

Cさん

多くの方もそうだと思いますが、私は同じゼミの留学生に頼まれて論文のチューターをやることになっています。ゼミで何度もその人の報告を聞いていて、ここが面白いとか、ここは根拠が弱いとか、そういった研究上のコメントをしてきました。そういう関係性が前提にあるため、やはり日本語上の機械的な指摘で留めるということが心情的に難しいように感じています。つまり、同じゼミの研究者仲間として、その人の研究をよりよいものにする責任があるのではないか、という気持ちが勝るためです。チューターを引き受けた経緯も、アルバイトというよりは同じゼミの一員としてそうする責任があると思ったからでした。

**【回答】**

ゼミと研究仲間への責任感の強い方とお察しします。チューターの役割は日本語添削であるとお伝えしているのは、チューターが過度な負担がかかることを防止するためです。多くのチューターの方はゼミの仲間として、そうでないとしても献身的に留学生に向き合っていることかと思えます。しかしながら、そうした献身的姿勢ゆえに、文章の内容の改善にまで踏み込んでしまい、所定時間を超えてしまったり、自分の研究活動に支障が生じたり、といった状況に陥りがちです。こうした事情から、日本語添削と研究内容の改善を線引きするという視点を持ってもらうことが、ワークショップの主眼の1つとなっています。線引きを知った上でどこまでやるかはチューター自身が決めることです。したがって、所定の時間内にやるべき範囲の添削を終えられ（日本語の文章として成立することは、内容の良し悪し以前に重要なことです）、ご自身の研究活動や私生活に支障が生じない範囲であれば、チューターとしてではなく、同じゼミの研究仲間としてアドバイスをするのは構いません。

## 付録資料

### 事前課題

以下の注意事項を読んだ上で、事前課題に取り組んでください。

- ・論文添削チューターワークショップ（11月24日（水）17:15-19:10）にて使用する教材です。
  - ・担当している留学生の論文を添削すると想定して、普段通りの方法で添削してください。
  - ・必ず**15分間**で行ってください。時間内に最後まで終わらなくても問題ありません。
  - ・添削をしたメモやファイルをワークショップ内で行う数人のディスカッションで共有していただきます。どのように添削したかを確認できる簡単なメモやファイルの準備をよろしくお願いします。
- 

### 第2項 ナイジェリアの経済概況

#### ① ナイジェリア国内外について

ALC レポートナイジェリア（2017・2018）により、アフリカの東部に位置するナイジェリアは人口ではサブサハラ・アフリカ全体の約20%を占める1億8900万人（推定）を有し、アフリカ最大の産油国であり天然ガス埋蔵量国で、1971年には世界の有望産油国として石油輸出国機構（OPEC: Organization of Petroleum Exporting Countries）のメンバーとなった。ナイジェリアは巨大な人口と石油資源に裏打ちされた経済力、将来の発展の潜在性などから見れば、サブサハラ・アフリカでは南アフリカに次ぐ大国である。近隣の国々の多くが旧仏領国であるのに対して、ナイジェリアは英連邦加盟国であり、経済力でも突出している。

また、ナイジェリアは西アフリカ地域およびアフリカ大陸における指導的国家を自認し、アフリカ連合（AU: African Union）では主導的立場に立ち、ナイジェリアが提唱した西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS: Economic Community of West African States）などを通じ、積極的なアフリカ外交を展開している。

#### ② ナイジェリアと中国の関係

中国はアフリカ外交を積極的に行なっており、アフリカのスポークスマンの立場をとるナイジェリアとの外交を重要視する立場を鮮明にしている。ナイジェリアは中国にとってアフリカで最重要の戦略的パートナーであり、西アフリカでももっとも重要な国である。北京にとってのナイジェリアの魅力は、数々のポイントに依拠している。

- ・ギニア湾地域における戦略的ロケーション
- ・人口1億8千万人の、潜在的に巨大な国内消費市場
- ・アフリカ連合(AU)、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)、Nepad、Ecowas、Ecomogといった機関における大陸的で地域的な影響力
- ・もっとも重要な点として、莫大な石油埋蔵量
- ・発達の金融機関が、人民元建て決済や人民元の国際化への促進

特に人民元の国際化について、中国政府は人民元の国際化方針を掲げており、人民元を貿易代金の支払に使う人民元建て決済が急増している。人民元建て貿易決済は2009年7月に貿易相手国・地域を限定して試験的に開始されたが、これはクロスボーダー取引での人民元利用を正式に認めたという点で人民元国際化の第1歩と言える。

また、金融面でナイジェリアと中国のつながりを見たい。中華人民共和国商務部のホームページ(2014)により、【十三家尼日利亚银行跻身世界世行1000强】“13行のナイジェリア銀行は世界ランキング前1000に登る”(20140707)

《銀行家》雑誌の主編BLain Caplen(2014)によって、全世界銀行の利益は相当な部分が中国で実現し、大体32%に占め、この数字は中国の相次ぎ並んでいるアメリカ、日本、カナダの総額よりも多いと述べている。2014年にアフリカの銀行は世界ランキング前1000位リストの中で、31行がある。その中、ナイジェリアの銀行は13行で、41.94%に占め、前8位の銀行がすべてナイジェリア独占している。この31行の銀行は以下の9カ国を含んでいる：ナイジェリア、南アフリカ、エジプト、アンゴラ、カボ、ケニア、モリシャース、モロコ、トーゴである。序章で紹介した通り、中国工商銀行とナイジェリア中央銀行やスタンダード銀行の協力がすでに行われており、ナイジェリアと中国は共に金融業が発達し今後更なる連携を期待している。

表2：ナイジェリアの対中国貿易の推移(単位:百万ドル)(出典: comtLadeにより、筆者作成)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
輸入	37.6	109	140	134	57.7	95	428	643	786	559	676	1300	1100	1200	977	914	533
輸出	306	225	119	71.1	460	526	276	709	461	927	1100	1600	1800	1600	2300	1200	724

次は、表2のナイジェリアと中国貿易の推移について見ていきたい。2000年から2013年の間に、2008年のリーマンショックを経験したが、輸出輸入が総体的に上々に上がっている状態である。特に2007年以後、中国からは輸入の大幅な伸び、ナイジェリアにとって中国は最大の輸入相手国になり、2015年には中国からの輸入は前年比3%減となったものの総輸入の23.4%、アジア地域の53.3%を占め、第1位の輸入相手国になっている。

(事前課題ここまで)

## 当日課題

### サンプル①：「留学生役」の人へ

あなたは留学生として、担当チューターの学生に自分の論文（テーマは中国で情報公開に関する法令が定められた契機）の日本語添削を依頼しました。

あなたは、日本語の使い方に関する詳しい説明は求めておらず、とにかく添削だけをしてほしいと思っています。早く終わらせたいため、チューターから質問されてもあまり詳しく答えません。実は明日この本文を教授に見せる予定になっており、今日中に添削を終わらせる必要があるのですが、言い出せずにいます。

8分経過時までに添削が終わっておらず、チューターからメッセンジャーを聞かれていない場合は、明日教授に見せる旨をチューターに伝えてください。（8分経過時までにチューターからメッセンジャーなどの質問があった場合は質問された時に答えて、8分経過時には何もしなくて構いません。）

これから **10分間**留学生になりきって、チューターに添削してもらいましょう。

## あなたが添削を依頼した文章

---

### 旧条例制定の契機

例えば日本における政府情報へのアクセスについての国民の関心を高める大きな契機となったのが、1971年のアメリカにおけるベトナム秘密文書報道事件や1972年の外務省秘密電文漏洩事件であると言える。更に、1976年に発覚したロッキード事件は、政府情報の公開が不十分であることを国民に強く認識させ、情報公開制度の整備を求める世論を喚起する大きな契機となった[1]。では、中国における情報公開制度の契機として何が起きたか。

SARSを中国の政府情報公開制度の契機とすることはよく見える。例えば、「中国政府は、2003年春の中国・広東省を発生源とする重症急性呼吸器症候群（SARS）危機において、情報公開の立ち後れが国際的な批判を受けたことなどを契機として、情報公開の拡大とそのための制度整備に向けた取組を加速した[2]。」又は「2003年SARS事件をきっかけとし、政府情報公開の重要性は人々に切実なものとして認識されるに至り、その結果政府情報公開の要求や呼びかけが強まっていくこととなった[3]。」

しかしながら、中国社会科学院法学研究所が、国務院の依頼を受けた時点は2002年5月である。同年7月に他の国と地区の制度を翻訳し分析した上で「中華人民共和国政府情報公開条例（専門家草案）」を提出した[4]。中国におけるSARSの初感染者は2002年11月に発生し、来年2月10日の記者会見でSARSの発生を公表した。つま

り、SARS が発生した前に、「政府情報公開条例」もう 国務院の立法計画に取り入れられた。こうすると、SARS を「政府情報公開条例」の契機とすることは言いにくいと思われるだろう。

---

[1]宇賀 克也『新・情報公開法の逐条解説[第 8 版]』2018 年有斐閣 10 頁。

[2]岡村 志嘉子「中国における政府情報公開条例の改正」『外国の立法：立法情報・翻訳・解説』2019 年第 9 期 79 頁。

[3]劉恒「中国政府による情報公開制度：歴史、現状と展開」『法政研究』2008 年 75（1）68 頁。

[4]張明傑『開放的政府・一政府倍息公開法律制度研究』2003 年中国政法出版社 219 頁。

[5]唐亮「情報公開制度の整備」『アジ研ワールド・トレンド』2006 年 No. 130 13 頁。

---

## サンプル①：チューター役の人へ

あなたはチューターとして、担当する留学生が書いた論文（テーマは中国で情報公開に関する法令が定められた契機）を添削しています。今回は、一緒に読みながら添削することになりました。以下の文章を10分間で行けるところまで、相手の留学生（役の人）とコミュニケーションを取りながら添削をしてみましょう。

※最後まで添削が終わらなくても大丈夫です。

## あなたが添削の依頼を依頼された文章

---

### 旧条例制定の契機

例えば日本における政府情報へのアクセスについての国民の関心を高める大きな契機となったのが、1971年のアメリカにおけるベトナム秘密文書報道事件や1972年の外務省秘密電文漏洩事件であると言える。更に、1976年に発覚したロッキード事件は、政府情報の公開が不十分であることを国民に強く認識させ、情報公開制度の整備を求める世論を喚起する大きな契機となった[1]。では、中国における情報公開制度の契機として何が起きたか。

SARSを中国の政府情報公開制度の契機とすることはよく見える。例えば、「中国政府は、2003年春の中国・広東省を発生源とする重症急性呼吸器症候群（SARS）危機において、情報公開の立ち後れが国際的な批判を受けたことなどを契機として、情報公開の拡大とそのため制度整備に向けた取組を加速した[2]。」又は「2003年SARS事件をきっかけとし、政府情報公開の重要性は人々に切実なものとして認識されるに至り、その結果政府情報公開の要求や呼びかけが強まっていくこととなった[3]。」

しかしながら、中国社会科学院法学研究所が、国務院の依頼を受けた時点は2002年5月である。同年7月に他の国と地区の制度を翻訳し分析した上で「中華人民共和国政府情報公開条例（専門家草案）」を提出した[4]。中国におけるSARSの初感染者は2002年11月に発生し、来年2月10日の記者会見でSARSの発生を公表した。つまり、SARSが発生した前に、「政府情報公開条例」もう国務院の立法計画に取り入れられた。こうすると、SARSを「政府情報公開条例」の契機とすることは言いにくいと思われるだろう。

---

[1]宇賀 克也『新・情報公開法の逐条解説[第8版]』2018年有斐閣10頁。

[2]岡村 志嘉子「中国における政府情報公開条例の改正」『外国の立法：立法情報・翻訳・解説』2019年第9期79頁。

[3]劉恒「中国政府による情報公開制度：歴史、現状と展開」『法政研究』2008年75（1）68頁。

- [4]張明傑『開放的政府・一政府倍息公開法律制度研究』2003年中国政法出版社 219 頁。
- [5]唐亮「情報公開制度の整備」『アジ研ワールド・トレンド』2006年 No. 130 13 頁。
-

## サンプル②：「留学生役」の人へ

あなたは留学生として、担当チューターの学生に自分の論文（テーマは中国の社会信用システム）の日本語添削を依頼しました。あなたの性格は完璧主義者で、日本語学習の意欲に溢れており、チューターが添削した全ての箇所について徹底した説明をしてほしいと思っています。これから 10 分間留学生になりきって、チューターに「なぜそれが正しい、自然な日本語なのか」徹底した説明を求めてみてください。

## あなたが添削を依頼した文章

---

・はじめに

### 本研究の背景

近年、中国における社会全体の信用度が低下したことによって、社会の通常秩序を崩壊させていく傾向がより深刻になっていく。社会ガバナンスの面でこれに直面していた。例えば、2018 年に全国のオーバードラフトの合計は約 7 億元に達し、前年度を 23.2% 上回った。また、法院の発効済みの文書を受け取った後、財産を譲渡したり、居場所を隠したりするなどの執行逃れ現象も益々増えている。

このような状況に対し、2007 年初頭に、国務院は『社会信用システムの構築に関する若干意見』を公布し、「信用」の重要性が始めて示された。2013 年に、『与信業管理条例』、『社会信用システム構築綱要（2014-2020）』も次々と公布された。社会信用システムの構築に対し、多くの法律法規が公布されていたが、中国の社会信用システムおよび関連する法制度の構築はまだ始まったばかりである。与信業、信用喪失懲戒メカニズム、信用情報の保護などの分野での法制度は比較的遅れている。社会信用システムの構築と健全化するために効果的な法制度をどのように制定するのか、は中国政府が今直面している課題である。

### 本稿の目的および構成

本稿は以下の 2 つの問いに答えることを目指す。第一は、社会信用システムの仕組みはどのようなものなのかである。第二は、社会信用システムはどのような問題点を持っているのかである。1 章では社会信用システムの関連用語について説明し、アメリカ、ドイツ、日本における信用システムの特徴と法制度をそれぞれに紹介しておく。2 章では、中国における社会信用システムの概要について説明する。つまり、社会信用システムの定義、導入された経緯、立法現状および参加主体を詳細に解説する。3 章では、社会信用システムの仕組みを明らかにすることを目指す。そのため、「ゴマ信用」と『山東省栄成市住民信用評価方法』を例として挙げられる。最後、4 章では、社会信

用システムの問題点を指摘し、最新の政策文書を照らし、社会信用システムの構築の  
行方を展望する。

## サンプル②：「チューター役」の人へ

あなたはチューターとして、担当する留学生が書いた論文（テーマは中国の社会信用システム）を添削しています。今回は、一緒に読みながら添削することになりました。以下の文章を10分間で行けるところまで、相手の留学生（役の人）とコミュニケーションを取りながら添削をしてみましょう。

※最後まで添削が終わらなくても大丈夫です。

## あなたが添削の依頼を依頼された文章

---

・はじめに

本研究の背景

近年、中国における社会全体の信用度が低下したことによって、社会の通常秩序を崩壊させていく傾向がより深刻になっていく。社会ガバナンスの面でこれに直面していた。例えば、2018年に全国のオーバードラフトの合計は約7億元に達し、前年度を23.2%上回った。また、法院の発効済みの文書を受け取った後、財産を譲渡したり、居場所を隠したりするなどの執行逃れ現象も益々増えている。

このような状況に対し、2007年初頭に、国务院は『社会信用システムの構築に関する若干意見』を公布し、「信用」の重要性が始めて示された。2013年に、『与信業管理条例』、『社会信用システム構築綱要（2014-2020）』も次々と公布された。社会信用システムの構築に対し、多くの法律法規が公布されていたが、中国の社会信用システムおよび関連する法制度の構築はまだ始まったばかりである。与信業、信用喪失懲戒メカニズム、信用情報の保護などの分野での法制度は比較的遅れている。社会信用システムの構築と健全化するために効果的な法制度をどのように制定するのか、は中国政府が今直面している課題である。

本稿の目的および構成

本稿は以下の2つの問いに答えることを目指す。第一は、社会信用システムの仕組みはどのようなものなのかである。第二は、社会信用システムはどのような問題点を持っているのかである。1章では社会信用システムの関連用語について説明し、アメリカ、ドイツ、日本における信用システムの特徴と法制度をそれぞれに紹介しておく。2章では、中国における社会信用システムの概要について説明する。つまり、社会信用システムの定義、導入された経緯、立法現状および参加主体を詳細に解説する。3章では、社会信用システムの仕組みを明らかにすることを目指す。そのため、「ゴマ信用」と『山東省栄成市住民信用評価方法』を例として挙げられる。最後、4章では、社会信

用システムの問題点を指摘し、最新の政策文書を照らし、社会信用システムの構築の行方を展望する。